

総務部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	総務私学課	沖縄県公文書館空調除湿設備修繕工事	令和5年10月25日	15,610,100	株式会社沖縄計装	那覇市泊3丁目5番地7	第167条の2第1項第2号	本業務は、空調設備(AHU)の機器更新等及び制御システムの改修であり、空調設備全体の構造及び機能、制御システムに関する専門の知識及び技術を要する。施行にあたっては、当館開館時に制御システムの導入を行い、現在まで同システムの保守業務を請け負っている左の社に依頼することで、空調設備の一体的な改修及び障害発生時の迅速な対応が可能となる等、空調設備の安定的運用が確保されることから、同社と契約を行った。	特命随意契約
2	人事課 (総務事務センター)	総務事務システムサーバ等機器更改業務委託	令和5年12月1日	1,980,000	(株)リウコム	沖縄県那覇市久茂地1-7-1	第167条の2第1項第2号	当該事業者がシステム開発を行ったことから、システムの詳細設計、処理機能の仕様及びシステム運用の業務内容を熟知している。また、同一事業者がシステムの開発から運用まで一貫して担当することにより、システムの安全性が保たれると共に責任の所在も明確となり、発注者にとって有利である。以上のことからシステムの安全性を保ちつつ、機器更改作業を行えるのは当該事業者しかいないため随意契約を締結した。	特命随意契約
3	税務課	令和5年度税制改正に係る環境性能割の税率の変更に伴う改修委託業務	令和5年12月21日	1,959,650	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号	第167条の2第1項第6号	県税窓口端末や事務所サーバー、プリンター等について、令和元年9月2日から令和7年3月31日まで株式会社オーシーシーとの賃貸借契約に基づき使用している。当該賃貸借契約機器に係る保守業務についても当該事業者が行っている。また、税務システムの運用保守についても当該事業者が行っている。今回の改修も、当該事業者が運用を行っている税務システムプログラムの一部改修であり、当該事業者以外の者に発注した場合、システム障害が発生した場合の責任の所在が不明確になること及び障害が発生した場合の迅速な対応が困難になることが想定される。	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	税務課	物品売買契約 (沖縄県税関係 例規集の追録)	令和5年 11月6日	2,213,640	第一法規株式会社	東京都港区南青山2丁目 11番17号	令第167条の 2第1項第2号	沖縄県税関係例規集の追録購入は、特定の 者でなければ調達できず競争入札に適さない ため。	特命随意 契約
5	税務課	地方税共通納 税システムの 対象税目拡大 (賦課税目第二 期)に伴う沖縄 県税務事務 トータルシステ ムの改修委託 業務	令和5年 11月30日	4,646,400	(株)オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目 17番1号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第6号	<p>沖縄県税務事務トータルシステムは、課税から 収納管理に至るまでを総合的に網羅したトータ ルシステムとして構築されており、システム全 体の信頼性及び効率性を保持し、安定的に運 用するためには、システムの細部にわたって詳 細に把握している必要があり、運用SEとして 業務を遂行するためには、相当のスキルが要 求される。</p> <p>株式会社オーシーシーは、当該システムの 開発段階から開発委託業者の構成員として参 画し、また、平成22年度の本稼働から今日まで 運用SEとして業務を遂行しており、安定稼働さ せるためのスキル・ノウハウを有する。</p> <p>上記のことから、当該システム改修委託の相 手方としては、これまでシステム開発から参画 してきた株式会社オーシーシー以外では対応 が困難であり、仮にオーシーシー以外の企業 に業務委託すると仮定した場合、運用テスト等 を再度一定期間をかけて実施する必要が生じ る等、本県税務業務を遂行する上で、重大な 支障を及ぼすことになる。</p>	特命随意 契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	管財課	本庁舎湧水槽 泡消火剤(PFOS等含有)回収等業務	令和5年 10月13日	2,508,000	沖縄クリーン工業株式会社	那覇市久茂地3丁目16番 8号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号	<p>令和5年6月に本庁舎の泡消火設備が誤作動し、PFOS等を含む泡消火剤が公共水域に漏出した。環境等をさらに汚染する懸念があり、至急湧水槽内の泡消火剤及び汚水を回収、洗浄した。</p> <p>洗浄の結果を確認するためPFOS等含有濃度の検査を行ったところ、洗浄後にも関わらず湧水槽内において暫定基準値を超えるPFOS等が検出された。</p> <p>降雨の際にはPFOS等を含んだ汚水がさらに公共水域へ漏出し、環境汚染等の影響が拡大する懸念があるため、至急、湧水槽、雨水枡等内の汚水を回収し、槽内を洗浄する必要があった。</p> <p>よって迅速に対応可能な左の社と随意契約することとした。</p>	特命随意契約
7	管財課	PFOS等含有泡 消火剤等収集 運搬業務	令和5年 10月13日	6,182,000	沖縄クリーン工業株式会社	那覇市久茂地3丁目16番 8号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号	<p>令和5年6月に本庁舎の泡消火設備が誤作動し、PFOS等を含む泡消火剤が公共水域に漏出した。環境等をさらに汚染する懸念があり、至急湧水槽内の泡消火剤及び汚水を回収、洗浄した。</p> <p>洗浄の結果を確認するためPFOS等含有濃度の検査を行ったところ、洗浄後にも関わらず湧水槽内において暫定基準値を超えるPFOS等が検出された。</p> <p>降雨の際にはPFOS等を含んだ汚水がさらに公共水域へ漏出し、環境汚染等の影響が拡大する懸念があるため、至急、回収した湧水槽、雨水枡等内の汚水を廃棄物処理法に基づき運搬して処分業者に引き渡す必要があった。</p> <p>よって迅速に対応可能な左の社と随意契約することとした。</p>	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	管財課	仮設ポンプ、仮設タンク等設置作業	令和5年10月23日	3,047,000	沖縄クリーン工業株式会社	那覇市久茂地3丁目16番8号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号	<p>令和5年6月に本庁舎の泡消火設備が誤作動し、PFOS等を含む泡消火剤が公共水域に漏出した。環境等をさらに汚染する懸念があり、至急湧水槽内の泡消火剤及び汚水を回収、洗浄した。</p> <p>洗浄の結果を確認するためPFOS等含有濃度の検査を行ったところ、洗浄後にも関わらず湧水槽内において暫定基準値を超えるPFOS等が検出された。</p> <p>今後汚染水槽に雨水等が流入すると、その水も汚染され、排水ポンプを停止している現状では、あふれ出した汚水が駐車場にあふれ出すなど、庁舎全体の機能が低下する恐れがある。地下2階のさらに下には庁舎全体の電気室・機械室があり、排水機能の低下が庁舎運営の大きな支障につながる恐れがあったため至急、汚染湧水槽への雨水進入を防ぐ必要があった。</p> <p>よって県庁舎の排水機能を認識しており、迅速に対応可能な左の社と随意契約することとした。</p>	特命随意契約
9	管財課	本庁舎湧水槽泡消火剤(PFOS等含有)収集・運搬業務	令和5年11月10日	4,015,000	沖縄クリーン工業株式会社	那覇市久茂地3丁目16番8号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号	<p>令和5年6月に本庁舎の泡消火設備が誤作動し、その後PFOS等を含む泡消火剤が公共水域に漏出した。更なる環境汚染の拡大防止のため複数回湧水槽内の泡消火剤及び汚水の回収、洗浄を行った。</p> <p>しかし洗浄後も依然暫定基準値を超えるPFOS等が検出され、根本的な湧水槽の洗浄ができていないため、これ以上湧水槽に水を貯めないための措置を実施した。</p> <p>雨水の流入防止に一定の効果はあったものの、未だ少しずつ水が湧水槽へ流入し、10月14日の汚水汲み上げ以後、11月10日時点で槽の7割程度水が溜まっていた。</p> <p>槽から水が溢れることを防ぐ必要があり、至急汚水を汲み上げ、適切に運搬・処理を行わなければならないことから迅速に対応可能な左の社と随意契約することとした。</p>	特命随意契約